

平成29年度予算審査特別委員会(特急反訳)

【速報版】

平成29年12月13日

午前10時 開会

○**澁谷委員長** おはようございます。委員各位におかれましては、早朝より御参集をいただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから平成29年度予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の案件につきましては、本会議において本特別委員会に付託されました議案第12号「平成29年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）」及び議案第13号「平成29年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の以上2件について審査いただくものでありますので、委員各位におかれましては、よろしくお願いを申し上げます。

なお、本特別委員会に付託されました議案については、本日委員会付託事件一覧表としてお手元に御配付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、議案の審査に先立ち、理事者から挨拶のため発言を求めていますので、許可いたします。

○**竹中市長** おはようございます。委員長のお許しをいただきましたので、平成29年度予算審査特別委員会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

澁谷委員長さんを初め委員の皆様方には、常々市政各般にわたりまして、御理解と御協力を賜っておりますことに心から御礼を申し上げます。

さて、本日の委員会は、平成29年第4回定例会において付託されました議案第12号「平成29年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）」及び議案第13号について御審査をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審査をいただきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○**澁谷委員長** なお、本日会議の傍聴の申し出がございません。傍聴の取り扱いについて、この際御協議いただきたいと思います。

会議の傍聴につきまして御意見等ございませんか。———それでは、傍聴者の入室を許可いた

します。

〔傍聴者入室〕

○**澁谷委員長** これより議案の審査を行います。議案の内容につきましては、本会議において既に説明を受けておりますので、これを省略し、質疑から始めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**澁谷委員長** 御異議なしと認めます。よって審査の方法については、提案理由並びに内容の説明を省略し、質疑から始めることに決定いたしました。それでは、これより議案の審査を行います。

初めに、議案第12号「平成29年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はございませんか。

○**森委員** 2点、お伺いをいたします。

1つは、民生費の社会福祉費の臨時福祉給付金給付事業なんですけれども、これは私は個人的には国が直接、国民に現金をばらまくという政策はなしやと思うんですけれども、こんな乱暴な話はないんで、国のやることではないとは思っていますけれども、ただ、これはやった以上は、これに該当する市民の皆さんには受け取っていただかなければならないんですけれども、その中で3,000万円が余ったというわけじゃないんですけれども、予算よりも少なく済んだと。

これは約2,000人分ぐらいですよ。なぜこういうことが起きたのかということをお説明いただきたいんですけれども、つまり申請書を、該当されるであろう方に市役所から送っているんですよ。それが初めの想定と違ったのか、あるいはこれは1割ほど余計に見込んでいたのか、あるいは資格があるにもかかわらず受け取ろうとなさらない方がいたのか、あるいは知らなかったのか、その辺の話をお伺いしたいと思います。

それから、これも大変この補正予算を組むについても御苦労の跡が見えるんですけれども、一般財源が全くないんですよ。特定財源、国庫支出金、府支出金、それから水なすからの繰り入れ、それでも今回の補正でも2,600万円一般財源が要ると。

この一般財源が何かというと、全て財政調整基

金なんですよね。財政調整基金というものの使い方が、財政調整基金を取り崩しているわけですが、これでいいのかということなんですけれども、まずそれを。

○濱本健康福祉部参事兼総務部参事 臨時福祉給付金の不用額についての御説明ですが、これは国のほうで平成29年1月の国会で急遽決まりまして、それ以後は交付申請の積算を行ったんですけれども、期間的にいうと相当短い期間となっております。そのため、交付申請のときの見積もり人数というのは1万8,300人を想定して交付申請を行いました。

ですが、4月に入って実際に申請書を送付させていただいたのが1万7,300人ということで、ここで1,000人ぐらいの差がございます。

さらに、この1万7,300人のうち、実際に申請に来られたのが1万4,758人ということで、ここでも3,000人ぐらいの差があるんですが、申請に来られなかった人と、あと実際に申請に来られましたが、税の修正申告等で該当されなかった方、不支給になった方等がおられますので、こういった不用額が生じたと考えております。

○赤野財政課長兼行革・財産活用室参事 私のほうからは、財政調整基金の使い方について御答弁させていただきます。

財政調整基金については、平成27年に基金を設立しまして、現在高はまだ約5億しかございませんので、今後積み立てていく必要はあると重々わかっちはおるんですけれども、必要な補正ということで、一般財源部分を措置させていただいております。補正時、減額等が見込めれば、それを財源として使えればとは考えておるんですけれども、今年度につきましては交付税の減であったり、見込んでいた以上に今臨財債が少なかったりということで留保財源がないということで、今回財政調整基金を使わせていただきました。

以上です。

○森委員 要するに財源がないんですわ、今ね、まるっきり。これを使わざるを得ない。だけど、この使い方でのいいのかということをお聞きしているんですよ。

これは適正な規模にほど遠いんですよ。それ

はそれとして、多分財政調整基金そのものは、大阪府でも最低やと思いますわ。多分岬町よりも、千早赤阪村よりも泉南市の財政調整基金は少ないんだと思います。ナンバーワンやと思いますわ。

そんな中で、もう風前の灯火なんです。これをことし2億使ってしまうと、あと3億ぐらいしかないんですよ。こういうことをずっとやっていると、財政調整基金、そもそも意味をなさないんですよ。

使ったものは使ったでしようがないんですけれども、これは条例で繰り戻しの方法を明らかにすると。それから期間と利率を定めるとあるんですけども、繰り戻しの方法と期間と利率をお示してください。

○赤野財政課長兼行革・財産活用室参事 財政調整基金についての繰替運用の部分をおっしゃっているんだと思うんですけども、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金の現金を歳計現金に繰り替えて運用することができると、この部分になると思うんですけども、その時点での会計課のほうの取り決めというか、その時点での経済状況を判断して、期間、利率を考えていきたいと思っております。

以上です。

〔「委員長、議事進行、よろしいですか」の声あり〕

○田畑委員 森委員、ごめんなさいね。

今の森委員の質問は課長が答える質問じゃないんじゃないの。前に座っている偉いさん、答えらなあかんことや。わかれへんかったら暫時休憩入れたら。今の、答えになっているか。副市長、とぼけた顔しているけれども。

○山上総務部長 そうしたら、私のほうから答弁させていただきます。

委員おっしゃったのは、繰替運用の規定ということで、今回補正だけさせていただいたのは取り崩しということで、繰替運用とはまた別のものというところがございます。

今回、このような財源不足、大きな財源不足となったのは、先ほどもちょっと課長が触れましたように、今年度の普通交付税におきまして、以前

税務課のほうで実施しました家屋全棟調査の錯誤措置というものがございまして、その錯誤分として、約2億円、普通交付税の額が減額となったというのが、この財源不足になった主な要因でございまして。

通常、年度途中の補正等の財源につきましては、普通交付税の分を主な財源としておりますので、今年度は先ほど言いましたこの錯誤措置、交付税の錯誤措置があったというところで、通常入ってくる分が一般財源が少なかったというところが主な要因で、今回緊急的に財政調整基金を取り崩させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○森委員 そうしたら、これはなぜこの財政調整基金を使ったのかということについてお聞きしたいんですけども、そういう交付税の錯誤措置というものが条例に合致しているんですか。

○山上総務部長 財政調整基金を崩す、使用する場合のケースとしては、年度間の調整というところがございまして。通常先ほどの錯誤措置がなければ崩さずに済んだというところで、それが今年度については入る分が入らなかったというところで、その調整をさせていただいたと。調整をさせていただくために財政調整基金を取り崩しさせていただくというところでございます。

以上でございます。

○森委員 これは、1から4までありますよね。これを使える項目が。経済事情の著しい変動、それから災害、それから地方債の繰上償還、それ以外に財政上市長が認めたとき。これになるわけですね。財政上市長が認めたとき。

そうしたら、何をいかに認めたのか。要は金が足らんということでしょう。別に何も認めるものはないんですよ。ただ単に金が足らんです。これを経営の失敗とは思いませんか。

○竹中市長 今回の財政調整基金で今回の補正予算を一般財源に当たる部分を、これで予算を組んだわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、普通交付税のほうが予定していた金額よりもちょっと減額が大きかったと。したがって、その代替措置といえますか、やむを得ない措置ということでの判断をさせていただいたというこ

とで御理解賜りたいと思います。

○森委員 いや、だから、金が足らんということは、やり方が悪いんでしょう、これは。ここに来て金が足らんのは。何に無駄使いたのか。

以上、終わり。

○澁谷委員長 お答えはいいですか。

○森委員 いいです。

○澁谷委員長 じゃ、次に質問はありませんか。

○和気委員 まず初めに、歳入の部分のところで、この国庫補助金の中で、マイナンバーカードということで、これがあるんですが、それともう1点は、厚生労働省分という額が入っているんですが、この厚生労働省分の説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、具体的にマイナンバーカード、泉南市において平成29年度の目標と、それから現状ですね、何人がこのカードをしっかりとつくられているのか、どれぐらいにしようと思われているのか、それがなぜそういった現状になっているのかということ、まずお聞かせください。

それから、森委員からもありましたけれども、63ページの臨時福祉給付金のこの減額ということは、いろいろ説明がありましたけれども、この中でお知らせ、受け取らない人というのは、みずからが意思を表明しているわけですけども、これが30日までといった申請の時期があったということですけども、勘違いしてお知らせをしっかりと認識しないで、次の31日の日の最終の日に行かれて、行ったけれども期限切れでだめだったとか、結局それは知らなかったというよりも、十分お知らせと、その方が受け取ろうと思ったときの認識の違いがあると思うんですけども、その知らせ方、またそれがそういった方が何人ぐらい、事後申請をしに来られた方は何人ぐらいいらっしゃったのか、その点もぜひお聞かせください。

それから次に、65ページのところなんですけれども、この保育教育支援費の中であるんですが、これは浜保育所の処遇改善費ということでお聞きはしているんですけども、これは正規職員、非正規職員、それから園長とか、これは保育士だけなのか全職員に対する処遇改善費なのか、その辺をちょっと教えてください。

それから、民間保育所支援、同じような形であるんですが、これは泉南市は浜保育所はここで入りますので、それ以外の保育所だと思わなければ、これは何カ所にされて、国からの補助金ですので、どういった形の、施設なのか、処遇改善費なのか、その辺もちょっと教えてください。

次に、67ページの障害児通所給付事業ですね。これは放課後等デイサービスの給付金の増額という形になって、人数がふえたということで、またその事業所もふえてきているというような形で、この間ずっとかなり泉南市においてもふえてきているというふう思うんですが、この中身についてももう少し詳しく教えてほしいんです。何カ所あるのか、これは泉南市の子どもさんだけでなく、例えば泉佐野市でも田尻町からでも泉南市の施設を利用できるというふうにお聞きしているんですが、実際に何か学校に迎えに行ったりとか、通園通学路の途中からバスでおいてこられた児童を、迎えに行ってそこでデイサービスを受けるということをしているんですけれども、その実態ですね。その点を簡単に、どういった状況になっているのか、ふえるというのはこれから事業所がふえていくのか、その点も含めてちょっと教えてください。

あと、次に73ページの図書館費の中で、毎年10万円が図書購入費ということで寄附があって、女性関係の図書を購入するというので、お聞きはしているんですけれども、じゃ、泉南市の図書館の本は増冊されてきているのか、またこの女性の分のということで指定されておりますので、そういった女性に関する図書とかいうのは少ないのか。多分これは毎年ふえているからふえてきているとは思わんですが、その現状、毎年どれぐらいの増冊を考えておられるのかを含めて、その点をお聞かせください。それではお願いします。

○濱本健康福祉部参事兼総務部参事 臨時福祉給付金の周知の方法ということで、まず個別勸奨ということで、こちらのほうで税務データのほうから非課税の方を抽出しまして、その方全員に4月の下旬ぐらいに申請書を送付させていただいています。

それとあと、納付勸奨ということで、10月の上

旬ぐらいに、まだ申請されていない方につきましては、はがきにて、申請が済んでいませんというはがきの通知を差し上げました。さらに、広報紙におきましても、この臨時福祉給付金の申請がお済みですかというのを広報させていただいておりますし、また、ホームページのほうでも当然のことながら掲載させていただいております。

それと、どうしてもこれは4月29日から申請開始ということで、要綱のほうで6カ月間ということになっておりますので、初日不算入という関係で、どうしても10月30日までという期間となっております。

それとあと、事後に申請された方ということですけれども、10月30日以降で申請された方は、11月に入って電話の問い合わせですけれども、2名ほどあったように記憶しております。

○岡田総合政策部次長兼政策推進課長 失礼します。

私のほうからは、57ページの厚生労働省分のマイナンバー等に関する補助金について御説明いたします。

これは、マイナンバー制度の運用で必要なシステム改修に対していただける補助金となっております。今回は厚労省関係ということで、市の各種福祉関係の電算システムの改修経費やと聞いております。

大まかな内容としては、平成30年7月に大きなデータのレイアウト、データ構成の改正がありますので、それに向けた事前の改修等、あとは日本年金機構との連携に関する改修が含まれるというふう聞いております。

以上です。

○南文化振興課長 では、私のほうから2点御質問がありました。73ページですか、図書費についてなんですが、毎年随分前から10万円ということで決まった定額を御寄附いただいております。蔵書はどれほどふえているのかということなんですが、大体前年と比較して3,000冊ぐらいは増冊しております。

次に、女性関連の本は少ないかということなんですが、毎年この10万円というのは、この女性問題に限定するというので御寄附いただいております。大体その10万円で70冊前後を購入してお

ります。随分前からいただいているので、相当ふえているかと思えます。

以上です。

○高山市民課長 私のほうから、マイナンバーの件に関することでお答えさせていただきます。

358万5,000円の分なんですけれども、これについては、政府が進める一億総活躍社会、これの女性が活躍できる社会をつくるための具体的な取り組みとして、希望する方に対してマイナンバーカードや住民票、そこに旧姓の併記を可能とするようなシステム改修というものに対する補助となっております。

また、マイナンバーの交付枚数について11月30日締めの見込みで、J-L I Sのほうから交付枚数が6,184枚というふうになっております。

また、市の掲げる目標というものは、国が進める施策でございますので、市としてはとりあえずそのカードができ上がって、それを取りに来てくださーいというはがきを送るんですが、それが遅滞なく速やかに申請者の方に送れるようにして、そして速やかに申請者に対してマイナンバーカードを渡すことができると、そういう形で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○西本保育子育て支援課長 65ページ、浜保育所の処遇改善の件と、あと66ページ、民間保育所の分ですけれども、こちらは内容的には同じ内容の処遇改善ということで、今回補正させていただくんですけれども、まず職員、こちらにつきましては、園長、あと主任保育士、これを除きほか職員については全て対象になると。中には派遣とかもありますけれども、そちらも対象になるということになっています。

民間保育所、今回対象となるのは7カ所ということで、市内の全民間施設さんが対象となっております。

続きまして、67ページ、デイサービス、放課後デいの増加の件なんですけれども、こちらは市内に11カ所、事業所が今のところございます。

あと、市外の方が泉南市内に通われているという場合とか、逆に泉南市の方が市外に通われている場合があるんですけれども、どちらにしまして

も、その在住地の自治体がその方の費用を持つという形になっておりますので、泉南市に来られている分は、例えば泉佐野市の方が来られたら、泉佐野市が費用負担する。泉佐野市の施設に泉南市の子どもさんが行かれたら、泉南市が負担するという形になっています。

あと、送迎等、こちらは加算等がありますので、事業者さんはやっぱり利便性を考えて、お子さんの利便性を考えてされるところは多いとは聞いております。

以上です。

○澁谷委員長 答弁漏れはないですか。保育所の手当の内容がありましたね。

和気委員、いいですか。一応一通りは言われたみたいですが。

○和気委員 わかりました。いいですか。

○澁谷委員長 はい、どうぞ。

○和気委員 じゃ、再度質問させていただきますが、この臨時福祉金の件ですけれども、これは2名ぐらいというふうにおっしゃっておられましたけれども、事後申請、問い合わせがあったということは、例えば入院されている方とかひとり暮らしの方とか、もちろんその後もはがきを送ったりとか、一応皆さんが対象者の方は公平な形であれば、全て受けていただくという形に、やっぱり市としてもすべきだというふうに思うんですが、そういった方々、今回かなり1万4,758人ですから、その残の方1,000人ぐらいの方が結局受けていないというわけですから。

その方々は、その入院とかひとり暮らしとか、そういう方々は把握はできていなかったんですか。それともそれで送ったら終わりみたいな、もちろんホームページを見るといっても、なかなか高齢者の方なんか見られませんか、そういった現状は把握されていたのか、その点をちょっと教えてください。

それからもう1点は、保育所の処遇改善なんですけれども、浜保育所については、かなり額が大きいんですけれども、ほかの7カ所の民間保育園については、浜保育所の半分ぐらいですよ。ということは、これは国が一定それで浜保育所だけ特別にしているのか。

普通でしたら、同じような形の中で民間保育所と指定管理はまた違うと思うんですけども、その点の違いが何なのかを再度お答えください。

○濱本健康福祉部参事兼総務部参事 臨時福祉給付金の個別の状況ですが、こちらのほうで把握させていただいたのは、住民登録の住所地とその個人の税情報のみで、例えばその方が入院されているとか、どこか老人ホームとか特養とかに入られているという情報につきましては、ちょっと把握してございませんでした。

それとあと、短期の入院については無理ですが、例えば特養なんかに入所されている方は、特養のほうに住民登録をされていますので、そちらのほうに申請書のほう、あるいははがきのほうを送付させていただいて、特養のヘルパーさん、ケースワーカーなんかの方が取り次ぎしていただいて、御本人さんに知らせているというケースも中にはございました。

以上です。

○西本保育子育て支援課長 浜保育所の処遇改善とあと民間7カ所の処遇改善の分で、上り幅が全然違うということなんですけれども、まず当初予算を組む段階で、浜保育所につきましては、市の単費ということで予算を積算させていただいています。

保育所、民間につきましては、国2分の1、府4分の1という補助がありますので、それで積算をするのですが、浜につきましては、やはりちょっと市の単費ということで、かなりリアルにきちきちで積算をしていっております。

国のほうでは、逆にちょっと多目に見積もっておかないと、逆に後で足りないというふうになると、かなり大変ですので、結構幅を持たせて積算させていただいています。

その結果、通常であれば不用額ということで出てくる場所だったんですけども、民間のほうです。こちらについては、民間のほうは不用額が出る場所が、今度は処遇改善が載ってきたことによって、若干足りなくなったということで、今回870万前後ですね、補正させていただいた。

浜につきましては、逆にきちきちだったので、足りなかった、結果的にもう1回補正をさせてい

ただかなくてはならない状況であったところに加えて、またこの処遇改善が載ってきましたので、これだけちょっと大きな補正額となったということでございます。

以上です。

○和気委員 保育所について、そうしますと初めからの一定の見積もりをちょっと高くしたりとか安くしたとか低くしたことによって、ここで補正を組まなければならないという形ということで捉えたらよろしいですか。

そうしたら、また今後もいろんな形があると思いますので、しっかりと職員の把握とか人数とか、いろんな形の中で、やはり泉南市全体の保育の民間も指定管理もあるわけですから、またしっかり把握していただいて、予算を組んでいただきたいなというふうに思います。

それから、マイナンバーの件なんですけれども、今年度においてどれぐらいの目標を持つかということはお答えがなかったように思うんですよ。それと、現在6万以上の市民が、全市民対象ですよ、赤ちゃんから高齢者、全部、亡くなるまでの方は全部それが対象になるというふうに思うんですが、この6,000人ぐらいということですけども、やっぱりこれは進まないのは、漏れとか不安が市民の中にもあるんじゃないかなというふうには思うんですが、なぜこれだけ進まないのかという事は、どのように把握されているのか。

それと、今年度については、どれぐらいにしようと思っているのか、一生懸命やっているのか、やっていないのかわからないんですけども、私らはマイナンバーについては反対なんですけれども、その点はちょっと再度お示しいただきたいというふうに思います。その2点。

○高山市民課長 マイナンバーカードについてお答えします。

おっしゃるように、赤ちゃんも対象とはいえ、ただ赤ちゃんにはマイナンバーカードは必要はないんだと、個人的には思うんですけども、通知カード、通知番号というものは、生まれたての赤ちゃん皆さんにそれぞれ振り分けがあるんですけども、マイナンバーカードというのは、赤ちゃんには必要がないと思われま

今、泉南市の人口の約10%ぐらいに今交付率がなっていると思うんですけども、これをもう少しふやしていく方法としましては、やはり先ほども言いましたように、国の施策がもう少しマイナンバーカードを持つ、国民全員にメリットがあるような、そういう施策をやっていくことで、どんどん交付率が上がっていくものと思われまので、泉南市としては先ほども言いましたように、少しでも市民の皆様、申請者の皆様に遅滞なくマイナンバーカードをミスなく渡せるように努力していくということで考えております。

以上です。

○和気委員 そうしましたら、次に、しっかりとその辺は不安があるということでもありますし、市民からの本当にそういった不安な気持ちも含めて対応していただきたいなというふうに思います。

それから、72ページの和泉砂川駅周辺整備事業費、これは事業が一応、仮ロータリーかなんかできたからとマイナスになっているんですが、この和泉砂川駅前の周辺事業というのは、どのように今現在なっているのか、これから今後どのように進めようとしているのか、その点を聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど図書館の増冊の問題についてお聞きしたんですが、この給付金によって、今、女性に関する蔵書がずっともう何年ぐらいになるんですかね、この寄附をいただいてからね、かなりふえているということでお聞きしているんですが、この全体の中で、これからそれはもう特別に女性関係ですけれども、本はね。ほかのところの本については、もう十分足りているというふうに思われているのか、もっとこの辺、この分野の本を増冊してほしいとか、市民からの要望もあると思うんですが、アンケートかなんかもとられていますよね。

そういった形で、予算的には毎年ふえているのか、ゼロシーリングとかと言われているので、これだけが10万円が頼りだけなのか、泉南市の図書館の事業としては、やっぱりもうちょっとどの分野の本が欲しいのか、例えば10万円をほかに流用したらいけないのか、足らない分とか、その辺の考え方、おかしな質問かもしれませんが、

その点、お聞かせください。どれぐらいが泉南市にとっての蔵書が必要かと思われているのか。

○伊藤都市整備部次長兼道路課長 私のほうから、和泉砂川駅周辺整備事業の減額ということで、当初予定していた事業への執行は、今の段階では難しくなったということで、減額して別の費目の中で交付金の執行を行うというものでございます。

現在の状況については、先日来ちょっと平面図のほうをお配りさせていただいたとおり、さらなる事業の進捗について検討をしているところでございまして、現在お渡しさせていただいた事業についての平面図についての委託発注を行っているところでございますので、今年度末をもって委託発注の完了を目指して今取り組んでいるところでございます。

以上です。

○南文化振興課長 では、図書館のほうから女性関係のということで、どれぐらいの期間いただいていますかという御質問がありました。わかっている範囲では、昭和62年からなので、今ちょっと計算しますと、今年度で30年いただき続けているということです。

毎年いつも大体10万円なんですけど、平成11年から20年は5万円のときもありました。

それとあと、図書館の本の購入費ですが、大体ここ5年ぐらいは700万円前後ぐらいで推移しております。

それと、それで本は十分足りているかということなんですけど、やはり市民からのリクエストということで要望を優先して購入しておりますので、高価な本で後で利用が見込めないような本は、ほかの図書館から借りて、市民の方にお渡ししているということを行っております。

要望がありましたら、すぐに手続きしまして、最短1日ぐらいで本が入るときもあります。

予算的にふえているかということなんですけど、なるべく予算の枠の中で図書費を減らさないように努力しております。

以上です。

○澁谷委員長 和気委員、まとめてください。

○和気委員 ありがとうございます。

図書館のこの増冊の問題については、本は古く

なりますから、人気の本ほど、いろんな方が読んでぼろぼろになるし、またそれは次へきちんと買っていかないといけないというふうに思いますし、泉南市の図書館に本がなかったからということで、熊取町とかやっぱり近隣のところにも、市の図書館の方もいろいろ借りたりとかしているというふうにお聞きしていますけれども、実際に泉南市から離れて他市のところの図書館に行くという市民の方もいらっしゃると思いますので、やっぱりそういうことを本当は泉南市民やから泉南市の中での図書館を、ここはすばらしいと、行ったら本は何でもあるよというような形にさせていただきたいので、しっかりと市民の要求を受けて増冊も含めて、寄附だけに頼るのでなくて、市の予算をしっかりと獲得していただきたいなというふうに思います。

これで終わります。

○澁谷委員長 ほかに。

○堀口委員 聞きたい話を和気委員に聞いていたのであれなんですけれども、大阪ストーリープロジェクトかな、りんくうタウンのところの恋人の聖地の観光案内板の多言語化事業とかというところで、今回計画が上がっているんですけれども、実際にこれは今りんくうの公園の事業者の公募をやっているという手前、いろんな公園の図面を描くとかイメージ、どういった形でどういった雰囲気で作っていくのかというときに、これが1つの大きなモニュメントである以上は、大きく影響してくると思うんですけれども、これは現在、参加されるであろう事業者の方にはこの概要というのは伝えられているのかどうか、お知らせください。

○桐岡市民生活環境部参事 今回予定しております恋人のストーリーに関するモニュメントにつきましては、公園の募集要項の別紙として、モニュメントを設置予定という形で事業者のほうにはお知らせしております。

以上です。

○堀口委員 それはどういうデザインでどういう形でやっているかというのも含めて、ただやりやすよというんじゃないで、どんなイメージでとかどんな形でとかいうのも含めて出されているという解釈でよろしいですか。

○桐岡市民生活環境部参事 ストーリープロジェクトにつきましても、現在デザイン募集中で、大きさ、高さ等も未定でございますので、そこまで詳しい状況については、公園のほうの募集要項には上げておりません。3月いっぱいモニュメントを設置する予定という形でお知らせしております。以上です。

○堀口委員 これは、物すごいタイミング悪いよね。補助金のタイミングもあつたんやと思うんですけれども、実際にこれから応募してきはるであろう事業者の皆さんが、例えば白を基調にしたとか、ピンクを基調にしたとか、赤を基調にしたとか、そういったもので、それ1つで公園のデザインって変わると思うんですよ。何かそこら辺、何で含んでいないのかなというのが非常に疑問に思います。

この事業自体は僕はいいと思うんですよ。いいと思うんですけれども、ただ、その辺、これからそこに公園を運営してくれる事業者を募集するときに、イメージできないじゃないですか。だから、片方は物すごい、何というんですかね、白を基調にした清新なデザインでつくりました。でも、公園はエスニックな感じになりましたとかというたら全然合えへんわけやし、その辺イメージの合致というのは、物すごい僕は大事やと思うんですよ。

だから、その辺、確かに書かれているのはそれはそれでいいし、多言語化というのは、これから当然たくさん外国人観光客に来ていただこうと思うのであれば、当然必要やと思うんですけれども、ここだけ唯一なんで連携できてへんのかなというのが、非常に不思議に感じています。

その辺、ちょっと今応募はるであろう事業者さんにもその進捗というのは伝えていくべきやと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

これでもう最後にします。

○桐岡市民生活環境部参事 確かに委員御指摘のとおりで考えておりますので、ストーリーのほうのプロジェクトにつきましては、スケジュールがとりあえずことしじゅう、12月中に事業者は決定しまして、年明けからデザイン等の協議に入っていくと思っておりますので、一方、公園のほうにつ

きましては、聞いておりますのが1月ごろに1次審査が通知されまして、2月ごろに個別対応が実施されると聞いております。

このようなスケジュールを考えた上で、当然モニタメントを設置する事業者から出てきた案につきましては、本課もしくはそのモニタメントの事業者からの意見につきまして、個別対応の中でうちのほうから情報をどんどん提供していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○堀口委員 結構です。

○澁谷委員長 ほかにございませんか。

○金子委員 それじゃ、70ページの、今先ほど堀口委員が御質問された大阪ストーリープロジェクトに関して、ちょっと御質問させてもらいます。

多分お聞きする内容は、先ほど堀口委員がおっしゃっていた内容と重複してしまうので、一部同じようなことになるかもしれないんですが、私は観光案内板多言語化事業業務委託のほうで、こちらのほうでちょっと御質問させていただきたいんですが、これはこの事業に当たって、どういうふうな要求基準というんですか、どういうことをしたいのでどういうものが必要なのか、この業者選定に至ったというのか、この手法に至ったという、その過程ですかね。どういうところまで話し合われて、要求基準書みたいなドキュメントを作成して、それに沿って業者選定をされたみたいなので、そのいきさつをちょっと教えていただきたいなと。

以前配付をしていただいた資料を見ると、ユニボイスという多分ツールを使ってということは、多分ターゲットがインバウンドで、手法がクライアントというのか、自分の携帯へのアプリをインストールで、手法が言語情報と音声情報ということやと思うんですけれども、どういうことを、どういう要求が出てきてこの選定に至ったかという、それを教えていただきたいなということ。

この大阪ストーリープロジェクト事業というんですか、これは継続の事業になるんですかね。というのは、使い方は自分の端末機でのアプリのインストールとなると、どこで利用者はこのアプリ

のインストールという方法を知るのかなと。

よくちまたで見るのが、チラシであるとか、何かしらの広報の手段でインストールしてもらうとか、この現地の案内板付近でもインストールするような案内もあるとは思いますが、チラシとかになるとこの先、この1回きりじゃなくて、継続して広報しなければいけないのかなと思ったので、これは継続事業になるのか、どうなのかなというのを教えていただきたいなというのが1点目です。

2点目なんですけれども、71ページの道路新設改良事業なんですけれども、これは多分和泉砂川駅周辺事業の1,700万がそのままつけかえられたような感じなのかどうかはわからないんですけれども、新設改良事業で1,700万増額ということで、この予算なんですけれども、どういうふうに使われるのかなと。

以前、山本委員が一般質問で聞かれたときに、道路を改良するときの優先順位というのか、その整理ができて優先順位をつけて当たっていくのかという質問に対して、現時点ではそういう形の計画はないというお話だったんですが、こういう形で1,700万円増額になった場合に、どういうふうにならぬに新設だったり改良の対象の事業というのが選定されるのか、そこら辺のプロセスを教えていただきたい。

最後1点、単純な質問なんですけれども、73ページの公債費の利子のところなんですけど、これというのは民間の金融機関への借入れというのが、現在額としてどれぐらいか、わかったら教えていただきたいなと思います。

よろしく申し上げます。

○桐岡市民生活環境部参事 それでは、多言語化につきましては、うちのほうから今回ユニボイスコードという2次元音声コードによる多言語化を検討しております。ただ、これにつきましては、まだ事業者は決定しておりませんので、今回予算が通った後、事業者さんと契約していきたいと考えております。

今回このユニボイスを採択するに至った経緯でございますけれども、基本的には大阪府の事業としては、既存の案内板についての多言語化という

ような形で、うちのほうから要請しておりますので、既存の案内板を多言語化するには、当然スペースの問題も出てきますので、今回この音声案内することによって、バーコードの張りつけだけで済みますので、今回これを採用することにいたしました。

また、バーコードを作成しますと、今回張りつけるだけじゃなくて、今後の利用、パンフレットをつくる際のバーコード利用等もできると聞いておりますので、今回ユニボイスコードの採択に至りました。

それから、インストールの方法の周知につきましては、当然おっしゃるとおり今回のユニボイスコードを整備した暁にはパンフレット等ですけれども、それに追加しまして、音声コードをつけた銘板の上に、ユニボイスコードのアプリのインストール方法の説明をつけることによって、そこに来ていただいた方は、常にアプリをダウンロードする方法、検索の方法等がわかるようにはする予定にはしております。

特に音声コードですので、グループの方が来たときに、皆さん、スマホ等を持っていなくても、1人の方が持っていればダウンロードして、それをみんなで聞けるというようなメリットも事業者のほうからは聞いております。

以上でございます。

○伊藤都市整備部次長兼道路課長 新設改良費の使い道ということなんですけれども、今回新設改良費で、ちょっと舗装工事をさせていただくということで、優先順位については、一定以前よりいろいろ御要望いただいているところで、遅くなっている箇所について、事前の調査、路面性状調査の結果とともに、あわせた形で古い要望に関してやっていくというものでございます。

以上です。

○赤野財政課長兼行革・財産活用室参事 平成28年度決算の内容でお答えさせていただきます。

借換債2億8,720万円を含めまして、平成28年度は15億7,160万8,000円の借入れを行いました。そのうち民間の銀行で借入れたのが2億9,840万円になります。借りかえ以外でしたら1,120万円をお借りしました。

以上です。

○金子委員 ありがとうございます。

観光案内板のほうは今御説明いただいたんで、何かしらの要求仕様というものがあって、それに基づいて多分いろいろな仕様のお話をされていたと思うんで。多分その仕様書みたいな、何かしらのコンセプトというのがあると思うので、また後日教えていただければなと思いますので、ありがとうございます。

道路のほうは、路面性状調査というそれに基づいて優先順位がついているというふうに……（「ある程度です」の声あり）ある程度、わかりました。ありがとうございます。

じゃ、最後にすみません、利子のほうなんですけど、民間の金融機関に2億9,000万近くあるということなので、すみません、これは単純な質問なんですけど、毎年金利交渉みたいなものというのはやっていたらっしゃるんでしょうか。

それとあと、こういうちょっと民間の感覚でしかわからないんですけど、長期金利、短期金利に影響されるようなものなんか、全くこういう行政で民間に対して資金調達する場合というのは、その金利というのが、また長期金利、短期金利には連動しないというか、影響しない。またもろに利率が決まるものなのか、ちょっとそこを、質問として教えていただけますか。

○赤野財政課長兼行革・財産活用室参事 お答えします。

銀行との借入れについては、借入総額の25%については見積もり合わせを行っております。75%については相対交渉ということで、銀行の担当者やりとりをして利率が決まるということになります。

銀行の利率については、長期金利が我々わかる範囲では、長期金利が下がっている上がっているということで交渉を進めていきます。銀行さんはそれぞれの利率というのを参考に交渉はしてくると思うんですけど、我々知る範囲では、長期金利が主な交渉の材料になります。

○金子委員 金利交渉というのは、どういう頻度で行われているのか、それだけ最後に教えていただけますか。

○赤野財政課長兼行革・財産活用室参事 利率の提示をまず依頼します。これぐらいの金額でこれぐらいの期間でというのをお示しします。

利率の提示が1回目であって、その金利のもとに長期金利はどうなっているか、過去の借り入れはどうだったかというのを、我々はまた判断しまして、このままの利率でどうですかと、大体二、三回やりとりを行いまして最終決定するという形になります。

○澁谷委員長 じゃ、いいですか、まとめてください。

○金子委員 ありがとうございます。

金利交渉というよりも、もうその前は借るかえとかそういうケースのほうが多いんですかね。金利の交渉自体をするような場合よりも、もうその場合だったら、もし別にその時点で有利な金利での調達ができるんやったら、もう借るかえというか、そういう形のほうが多いんですかね。

○澁谷委員長 金子委員、だんだんちょっと本題から、補正予算に対してのですので、余り細かいことを、ここでちょっともう最後にしてください。

○赤野財政課長兼行革・財産活用室参事 借るかえというのは、先ほど言いました借換債というのは、銀行というものは10年が最長になるんです借り入れ期間が。許可額というか、借り入れ期間が20年を希望する場合は10年たって借るかえということになるんですけれども、その借るかえの交渉については、先ほど申しましたとおり先ほどの手順で借るかえは行います。

繰上償還とか借るかえというのは、もう10年というのが決まっております、途中で借るかえというのはできない仕組みになっています。民間の銀行さんの場合は、そういうことになっております。それを条件に借り入れを行っています。

以上です。

○澁谷委員長 よろしいですか。

ほかにございませぬか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○森委員 反対です。

財政危機というよりも、もはや異常事態であります。どうも感覚がもう既に麻痺してしまってい

るんですかね。そんな気がしてなりません。9月に交付税の交付があって、この時点で一般財源が枯渇してしまっていると。虎の子の使ってはいけない貯金、いざというときのための貯金を平気でしらっととぼけて取り崩して経営しようとしている。経営責任というのは一体どこにあるのかさっぱりわからない。

頭の上のハエも追えないのに、来年4月の選挙の話などをして、議会で、危機感が全く感じられない。あえて目を覚ましていただく意味で、反対します。

○澁谷委員長 ほかに討論はありませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○澁谷委員長 起立少数であります。よって議案第12号は、否決されました。

次に、議案第13号「平成29年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○田畑委員 ちょっと勉強不足で申しわけないです、お教えてください。

この83ページ等々に載っているこのケアプランの点検推進事業というのは、具体的にどういったことなんでしょうか、お教えてください。

○高尾長寿社会推進課長 このケアプラン点検事業といいますのは、サービス付き高齢者向け住宅、また有料老人ホーム、そういうふうな施設系の住宅というのか、そういうふうなところに入居されている方のケアプランの点検を集中的に行うというふうな事業でございます。

○田畑委員 じゃ、これは結局、泉南市にある介護の事業所等々は全く関係ないことなのか。

それと、この介護に付随、点検推進事業に付随する質問になるんですけれども、例えば今、泉南市の介護の事業等々、数件ありますやんね。その中の例えば業務内容や個人の訪問の点検記録等の点検というのは、例えばどういうところで行っているのか、お教えてください。

○高尾長寿社会推進課長 まず、この事業はサービ

ス付き高齢者向け住宅のケアプランの点検事業のことをいいますと、先ほども言いましたサービス付き高齢者向け住宅、これは泉南市にある施設、そういうふうなところに入居されている方のケアプランを点検するということなんです、要はサービス付き高齢者向け住宅とか有料老人ホームというのは、結構ケアプランの事業所が併設されていたりとか、訪問介護の事業所が併設されていたりとか、デイサービスセンターが併設されているというふうな状況が結構多いということもございますので、そこに入居されている方が、要は同じ建物の中で同じグループ会社のいわば事業所のサービスを受けているというふうなところの部分の過剰サービスの提供をされているかとか、そういうふうな部分でのケアプランの点検をするというふうなところなんです。

そして、ここの部分につきましては、電算システムを使いまして、いわばその方らのサービスコードとかそういうふうな部分で抽出をしてくると。具体的に先ほど委員おっしゃられたケアプランを点検するというのは、これは今実際には泉佐野市の広域福祉課が実地指導という形でそれぞれの事業者の方のケアプランなりとか、書類等をチェックというか、実地指導で点検しています。

その場合は、市の職員も随行して、きちっと見させていただいているというふうな状況でございます。

以上です。

○田畑委員 高尾課長、よくわかりました。ちょっと具体的に聞きたいんですけども、例えば今現在きょう、この現在、泉南市介護事業所があると思うんですけども、介護事業所が泉南市内に、今泉佐野の広域とおっしゃいましたけれども、例えば今現在この泉南市の事業所の中で、監査を受けているような事業所、並びに不正受給、不正申請等々の疑いがあるかというところの事業所、広域のほうから監査等々を受けている事業所は、現在泉南市にありますか。

○高尾長寿社会推進課長 広域のほうからそういうふうな事業所の監査案件を行っているというのは、実際には聞いています。

以上です。

○田畑委員 聞いているということはあるということですか。

○高尾長寿社会推進課長 監査を行っているというのは聞いています。

○澁谷委員長 ほかに。

○和気委員 同じようなことなんです、この中で、じゃ、これはケアハウスとか一定のそういう集合体のところまでということ、わかりにくいところの計画を立てられている。それが妥当かどうかということも言っていますけれども、じゃ、泉南市全体の中でのケアプランの、これについてはどこがチェックをされているのか、そういうものがあるのか、広域福祉がというのは特別な部分だと思いますが、それは点数をつけるときに、事業者への計算するときにチェックをされると思うんですが、何かそういうところはあるんですか。

それからもう1点は、84ページのこのケアプラン点検事業委託料とありますが、これはどこへ委託をされているのか、その辺2点、ちょっと教えてください。

○高尾長寿社会推進課長 まず、ほかのサービスの事業所は、実際には広域福祉課が計画的に計画を立てて実際に実地指導という形で行っていると。それで、そこには実際に私どもの職員も随行していくんですが、そして、その中で例えば不正なりとかありましたような部分になると、すぐ監査に切りかえるとか、そういうような形で実際には行っているところでございます。

次に、委託料の委託先なんです、千早ティール・スリーというふうな会社でございます。

○和気委員 この会社は特別にこういったことが電算……、今までもいろんなこれから電算、いろんな制度が変わったりとか、変わると思うんですが、この会社は初めてなんですか、今までもそういった委託をしてきているのか、ちょっとわからないんですが、その点をちょっと聞かせてください。

それから、このケアプランの泉南市においては一般事業においてはかなりたくさんあると思うんですが、これは全部をしているわけじゃなくて、順番に回っていくという形になっているのか、その体制は何人ぐらいでこういう、市もかかわっていくとは思いますが、特別な何かそういうとこ

ろがあるんですか、その点だけちょっと教えてください。

○高尾長寿社会推進課長 実地指導の部分でいきましたら、先ほども申しましたとおり、広域福祉課が2人から3人体制で、年間何件回るといふ実地指導を行うといふふうな計画を立てまして、大体5年ぐらい、6年ぐらいで一巡できるような形をとっています。

それと、先ほどの会社の事業所の、委託の事業所の話なんですけど、この会社は、今まで過去に、泉南市ではここは初めての会社なんですけど、全国で、サービス付き高齢者向け住宅とか、そういうふうな施設系の住宅に住んでいるところのデータを抽出して、分析しているといふふうなのが、全国で実績があるといふふうなところで、この会社というところで決めさせていただいています。

○和気委員 広域福祉になって、このチェック機能が5年に1回ぐらいということであれば、先ほど泉南市にも何か監査を受けるような施設もあるといふふうにお聞きしたんですが、そういったことはこれからあり得ると思うんですよ。だから、範囲も広いし職員も少なければ、もっとやはり1年1回ぐらい、2年に1回ぐらいのそういったことはしないと、今利用がふえて、ふえ過ぎて、それをセーブするといふような形で保険料にはね返ることで、いろんな形で理由づけされていますけれども、やっぱり本当に必要な人は受けて、必要じゃない人はもう置けないような形のシステムは、それは介護保険制度は大事ですので、このチェックでは本当に頑張っている事業者もあるし、いろんなのがありますけれども、これは5年に1回というのは、余りにもひど過ぎるかなといふふう思うので、その体制は改善すべきかなといふふう思うんですが、その点はどうか。広域福祉やから皆さん泉南だけではないと思いますけれども、その点だけ最後にお聞かせください。

○高尾長寿社会推進課長 ケアプランの日々のチェックというのは、うちの職員が行っているところではございます。そこの部分というのは、不正があるかとか、そういうふうな部分ではなくて、実際に必要なサービスが提供されているかといふふうなチェックなりの部分でございます。

先ほど言いました5年ではなくて6年に1回の一巡といふふうな実地指導なんですけど、ここに関しましては、介護保険の事業所は6年に1回の指定の更新というのが数年前に義務づけられました。そのことによって、6年に1回を一巡するといふふうなことでございます。

それと、もっと本当は2巡、3巡とすればいいんじゃないかといふふうなことでございますけれども、広域福祉課も職員の数も少なく、3人体制でやっているということでございます。泉佐野以南の3市3町の全ての事業所を回るといふことでございますので、それこそ大変な思いでやっています。

また、監査案件とか、そういうふうな形で入れれば、それにまたいろんな時間を要するといふふうなところもございまして、6年に1回、私ども広域で連携している市として、広域福祉課にはもっと回っていただきたいといふふうなことは要望は出しているところでございます。

以上です。

○澁谷委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁谷委員長 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日予定しておりました議案審査につきましては、全て終了いたしました。

委員各位におかれましては、長時間にわたり、慎重なる審査をいただきまして、まことにありがとうございました。

なお、本会議における委員長の報告につきましては、私に御一任いただきますようお願いいたします。

これをもちまして、平成29年度予算審査特別委員会を閉会いたします。

午前11時14分 閉会

(了)

委員長署名

平成29年度予算審査特別委員会委員長

澁谷昌子